

平成19年6月 日

中野市長 青木 一 様

中野市保育所運営審議会  
会 長 宮 寄 三 雄

平成19年度中野市保育料等について（答申）

平成19年6月8日付けで諮問のあった中野市保育料等について、慎重に審議をした結果、当審議会として下記のとおり答申する。

記

答申事項

1. 保育事業

- (1) 中野市保育料の額を据え置くものとする。（別表1）  
在籍児童の属する世帯の階層区分の所得税額を別表1のとおりとする。  
中野市保育料の多子軽減を備考3のとおりとする。
- (2) 入所利用料（私的契約児）の額を据え置くものとする。（別表2）
- (3) 実施時期 平成19年7月1日

2. 特別保育事業

- (1) 長時間保育利用料を据え置くものとする。（別表3）
- (2) 長時間保育の利用時間帯について、午前、午後の利用区分を設定する。（別表3）
- (3) 一時的保育利用料を据え置くものとする。（別表4）
- (4) 一時的保育の事業内容に「リフレッシュ保育」を追加する。（別表4）
- (5) 実施時期 平成19年10月1日

審議経過

- ・ 6月8日、第1回会議において市長から諮問があり、提出された資料の説明を受け協議した。次回まで自宅審査を行うこととした。
- ・ 6月22日、第2回会議において、前回の協議内容及び自宅審査結果に基づき協議し、諮問のとおり答申内容を決定した。  
決定にあたっては、保護者負担、市の財政状況等を考慮し、十分な検討を行った。